

「白岡市第5期障害者基本計画・第5期障害福祉計画（案）」に係るパブリックコメントの結果について

番号	意見の概要	意見に対する考え方
1	<p>63ページに「②発達障がい児・者支援の充実」という施策が位置づいているのと同様、「高次脳機能障害児・者支援の充実」といった施策を位置づけ、高次脳機能障害支援モデル事業の成果やその後の支援普及事業を活用して「高次脳機能障害児・者の早期発見・早期対応」、「高次脳機能障害児・者を対象とした支援ネットワークの構築といったことを実施していくことを計画に記してください。</p>	<p>高次脳機能障害は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に規定する精神障害者に含まれ、障がい者支援の対象となる事について、第1章の「■計画の位置づけ」に明記します。</p> <p>また、高次脳機能障害について、同ページ内に説明を掲載いたします。</p>
2	<p>計画（案）57ページ「②保険・医療との連携強化」に高次脳機能障がい者に対する支援システムの構築で、介護保険担当課とも連携していくことも記して下さい。</p>	<p>障がい者に対する介護保険との連携については、第4章の「8 サービスの確保（4）サービスを利用しやすい環境づくり」に「高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を進めるため、介護保険との連携」と記載されておりますが、御意見を踏まえまして「介護保険制度の対象となる障がい者の介護保険サービスの円滑な利用を進めるため、介護保険担当課やケアマネジャー等関係者との連携」とし、高齢者に限定せず、対象となる障がい者への支援に向けた連携に記載を改めます。</p>
3	<p>計画（案）49ページ「意思疎通支援事業の対象に高次脳機能障害も含まれること、さらに入院中も意思疎通支援事業が利用できることを記して下さい。</p>	<p>入院中の意思疎通については、まずは入院先の機関が支援すべきと考えますが、関係機関と相談調整のうえ、必要な支援の提供に努めていきます。</p> <p>また、御意見を踏まえまして、意思疎通支援事業に「○意思疎通を図ることに支障のある障がい者の相談に応じ、必要な意思疎通手段の調整・充実に努めます。」を追加し、全ての障がい者の意思疎通に努める記載といたします。</p>

4	<p>計画(案)78ページ「(2)精神障害にも対応した地域包括支援ケアシステム」と記されている部分を「精神障害(発達障害及び高次脳機能障害を含む。)にも対応した地域包括ケアシステム」にするなどして、この事業の対象に高次脳機能障害が含まれることを明示してください。</p>	<p>御意見をいただいた部分については、国の基本指針の引用部分となります。</p> <p>高次脳機能障害が精神障害者に含まれ、障がい者支援の対象となる事については、「番号1」の意見に対する考え方のおり対応いたします。</p>
5	<p>計画(案)79ページ 高次脳機能障害の方への支援も、地域生活支援拠点等の整備の一環で考えていくことを計画に記して下さい。</p>	<p>地域生活支援拠点については、個々の生活状況等によりですが、「全ての障がい者が」必要に応じて利用されることが想定されます。</p> <p>高次脳機能障害が精神障害者に含まれ、障がい者支援の対象となる事については、「番号1」の意見に対する考え方のおり対応いたします。</p>
6	<p>計画(案)87ページ 障害による対象者要件が撤廃される可能性が高いですので、対象障害を限定しない形に字句を変更してください。なお、その折に、可能でしたら高次脳機能障害の方への支援についても記していただけると嬉しく存じます。</p>	<p>御提案のありました対象者要件の撤廃については、現在正式な通達等はありませんが、御意見を踏まえまして、「対象：～」の記載を削除します。</p> <p>また、高次脳機能障害が精神障害者に含まれ、障がい者支援の対象となる事については、「番号1」の意見に対する考え方のおり対応いたします。</p>
7	<p>計画(案)62、82、95ページ 小児の高次脳機能障害への具体的な支援策を記してください。</p>	<p>障がい児支援を記述した部分について、「高次脳機能障害がある子ども」については障がい児に含まれ、支援の対象となります。</p> <p>また、第1章の「■計画の位置づけ」に「障害者基本計画における「障がい者」及び「障がい児」について、広く捉え、障がいのある人や障がいのある子どもを言うことを明記します。</p>
8	<p>障がいのある人もない人も誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしやすくなる様にさせていただきたいと思えます。</p> <p>障がいの特性や支援の仕方はそれぞれ違いますが様々な福</p>	<p>本計画の33ページにおいて、障がいがある人が、住み慣れた地域で安心した生活を送るために、「基本目標IV 安心・安全なまちにしよう」を掲げ、その中で(1)保健・医療サービスの充実、</p>

	<p>祉サービスを充実、整備してきめ細やかなケアをお願いしたいと思いを思います。</p> <p>計画の達成状況や進行状況などを公開していただけたらと思います。</p>	<p>(2) 福祉のまちづくりの推進、(3) 安全な暮らしの確保に取り組むこととしております。</p> <p>「障がい者の個々の特性に応じた福祉サービスの充実等について」は第3章の「基本目標Ⅱ 一人一人の生活が充実したまちにしよう」に掲げ、(1) 地域生活支援体制の充実、(2) 日中活動の場の確保、(3) 住まいの場の確保、(4) コミュニケーションの支援等の施策に取り組むこととしております。</p> <p>また、計画の達成状況や進行状況の公開等については、「第6章 計画の推進 2 推進体制の整備 (4) 計画の進行管理」に「計画の進捗状況の調査・把握及び関係者との意見交換の場の設定等について記載しております。</p>
9	<p>第4章 4 平成32年度における数値目標(成果目標)について、(1) 福祉施設の入所者の地域生活の移行の成果目標値は県の考え方を尊重し、0人としていただきたいです。</p> <p>第6章 計画の推進 1の(1)や2の(2)に言われているように当事者やその家族、関係団体、市民の代表が参加し、市の現状・課題を意見交換し、計画に反映させていただきたいです。</p>	<p>施設入所者の地域生活への移行の目標については、1名の目標としております。</p> <p>これは、様々な理由により現在施設に入所しているかたの中で、本人が地域での生活を希望し、住まいの場や居宅・通所系サービス、相談支援等の必要な支援体制を確保・調整した場合を想定し1名と目標設定したものです。</p> <p>計画の推進等については、「第6章 計画の推進」に記載したとおり現状の把握、計画の進行管理等に努めてまいります。</p>